

司法研修所別館で行う裁判官研修における新型コロナウイルス
感染症の感染防止策について

(R 2.8.3 司法研修所)

第1 感染防止策の事前準備

1 「3つの密」の回避等

- (1) 研究室等においては、参加者の間隔を1メートル程度以上空けて着席させ、収容人数の50パーセント以下とした上、換気を励行するなどして、いわゆる「3密」を避ける。
- (2) ロビー等の共用スペースでは、間隔を空けて使用するようベンチ等に掲示をする。
- (3) エレベータの扉に搭乗人員や搭乗位置を制限する掲示をする。
- (4) 休憩時間においても多数で集合すること及び近距離での会話を控えるよう周知する。

2 衛生管理

- (1) 1階の各出入口、エレベータ前及び研究室前等に消毒用アルコールを設置し、当該場所及びトイレに、マスクの着用のほか、手洗いや手指消毒を呼びかけるポスター等を掲示して励行を促す。
- (2) 庁舎内の随所に感染防止策に関する注意喚起のポスター等（安全宣言等）を掲示して、感染防止を常に意識してもらう。

3 登退庁時の対策

電車や路線バス等の公共交通機関を利用する場合には、車内でのマスク着用のほか、会話・発声を差し控えるよう求める。

第2 研究会等当日の対応策

1 登庁時等

(1) マスクの着用

参加者がマスクを着用していない場合にはマスクの着用を促し、マスクを持参していない場合には、企画第一課においてマスクを配布する。

(2) 検温の実施

ア 参加者には体調管理に努め、登庁前に検温するよう求める。発熱等の風邪症状がある場合は、登庁を控えるよう求める。

イ 参加者から検温を実施したい旨の申し出を受けた場合に備えて、企画第一課に貸出用の体温計を備え置く。

2 カリキュラム中の対応

休憩時間等を利用して、定期的に研究室等の換気を行う。また、ドアノブやエレベータボタン等の共用部分の消毒を適宜行う。

3 昼食

参加者に対し、裁判所職員総合研修所の食堂の利用ルールを周知する。昼食を持参している場合は、指定された場所でとるよう求める。その場合、間隔を空けて座り、対面での会話はなるべく避けるよう掲示等で周知する。

4 その他

- (1) 地方自治体や近隣住民に対し、感染防止策等について、ウェブサイトに掲載するなどして情報提供を行う。
- (2) 万一、参加者に新型コロナウイルス感染者が発生した場合には、司法研修所は保健所と連携しながら迅速に対応するとともに、和光市や埼玉県に情報提供を行い、住民の不安を払拭するよう努める。

第3 参加者に対する事前の周知

参加者に対し、別添の「裁判官研修における新型コロナウイルス感染症の感染防止策について」を事前に配布して周知する。

裁判官研修参加者 各位

司法研修所事務局（企画第一課長）

裁判官研修における新型コロナウイルス感染症の感染防止策について

司法研修所での研修等への参加に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、下記の点に十分留意してください。

記

1 登退庁時の留意点について

登退庁時に公共交通機関を利用する場合には、車内でのマスクの着用のほか、会話・発声を控えるよう配慮する。

2 検温の実施

(1) 研修等参加の日は、登庁前に検温し、発熱等の風邪症状がある場合は、司法研修所企画第一課に連絡するとともに、登庁を控える。

(2) 登庁後、検温を行いたい場合には、同企画第一課に申し出て検温を行う。

3 マスクの着用と手洗いや手指の消毒の励行

研修所構内ではマスクを着用するとともに、入館時や研究室等に入る際には手洗いや手指消毒を励行する。

4 その他庁舎内での留意点について

(1) 庁舎内における「3密」防止対策に沿って行動する。

(2) 昼食を持参した場合には指定された場所でとること。その場合、間隔を空けて座り、対面での会話はなるべく避けるよう配慮する。

(3) 裁判所職員総合研修所の食堂を利用する場合は、その利用ルールに従う。